

(証券コード 7885)

平成 28 年 6 月 6 日

株主各位

長野県上伊那郡宮田村 137 番地
タカノ株式会社
代表取締役社長 鷹野 準

「第 63 期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 株主のみなさまには、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 28 年 6 月 8 日付でご通知申し上げます「第 63 期定時株主総会招集ご通知」の一部に修正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正させていただきます。

敬具

記

1. 修正箇所

第 63 期定時株主総会招集ご通知 41 ページから 42 ページ
個別注記表

5. 税効果会計に関する注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

2. 修正内容（修正箇所は下線にて表示しております。）

【修正前】

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 32.3% から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.2% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、29.9% となります。

これらの変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 29,137 千円減少し、法人税等調整額が 32,554 千円、その他有価証券評価差額金が 3,416 千円それぞれ増加しております。

【修正後】

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 31.5% から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.2% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、29.9% となります。

これらの変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 29,137 千円減少し、法人税等調整額が 32,554 千円、その他有価証券評価差額金が 3,416 千円それぞれ増加しております。

以上